

鏡野町内の建築物における 鏡野町産材等の利用の促進に関する方針について

鏡野町では、平成24年に公共建築物に関して、町産材・県産材の利用を推進するための方針を策定し、地域材の利用促進を通じて林業木材産業の振興に努めて参りました。

令和3年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」として改正され、木材の利用の促進の範囲が建築物一般に拡大しました。今後、公共建築物だけでなく、建築物のさらなる木造化、木質化の推進が重要となります。

このため鏡野町では、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第12条の規定に基づき、岡山県が定めた「岡山県県産材利用促進指針（令和4年2月16日改正）」の内容に即して、鏡野町内における建築物への木材利用促進に関する方針を策定し、鏡野町ホームページにて周知公表しています。

鏡野町ホームページ… [\[http://www.town.kagamino.lg.jp/?p=325827\]](http://www.town.kagamino.lg.jp/?p=325827)

この方針は令和5年4月1日から適用されます。

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

鏡野町産材等を含む木材の今後のさらなる利活用に向け、皆様のご協力のほどよろしく申し上げます。

お問い合わせ先 鏡野町森林(もり)づくりセンター 電話(0868)52-2212

「高校生等通学助成金支給制度」のお知らせ

令和5年度高校生等通学助成金の申請は令和6年2月から3月末まで受付します。

バス等の公共交通機関を利用して通学される方などの経費を一部助成します。

添付書類は、補助金等交付申請書、各種届出書、在学証明書のほかに、下記の書類が必要となりますのでご確認ください。各年度での申請となり過年度の申請は受付できませんので、お忘れのないようお気をつけください。

対象者：鏡野町に住所を有し高等学校等に通学する20歳までの者（通信制、高等専門学校の4年生は除く）

申請者：高校生等の保護者

	通学方法	助成額/月	添付書類
助成金の支給基準	①バス又は公共交通機関の通学定期券	(1か月当たりの定期券購入費 - 5千円) × 1/2	・定期券又は定期券の写し(令和5年度分)
	②富・勝山間乗合タクシー回数券	購入費 × 1/2	・回数券購入時の領収書又はその写し(令和5年度分)
	③下宿等	(寮費・賃借料 - 5千円) × 1/2	・下宿等の契約書等の写し ・寮費、賃借料の金額のわかるものの写し ・令和5年度に支払った金額がわかるもののコピー(通帳、ご利用明細票)
	④その他通学方法 自宅から高等学校等までの距離 15km以上	3千円	・原動機付自転車の場合は高等学校等が発行した利用許可証の写し

①～③の助成額の上限は、1万1千円/月です

マイナンバーカードをお持ちの方は「鏡野町電子申請・届出システム」のアプリをダウンロードして自宅から申請ができます。

「鏡野町電子申請・届出システム」のアプリはこちらから



Android用アイコン



iPhone用アイコン

お問い合わせ先 鏡野町まちづくり課 電話(0868)54-2982